

令和4年度 指定工事事業者への通知事項

安城市役所上下水道部水道工務課

令和5年1月

① 給水装置工事設計施工基準の見直しについて

給水装置工事設計施工基準を見直し、令和5年4月より運用開始します。新基準は、ホームページに掲載してあります。 ➡



② 給水管の材料変更について

給水管(配水管から分岐して布設された管)の材料を「水道用ポリエチレン二層管(PE-50)」から「高性能高密度ポリエチレン二層管(PE-100)」へ変更します。ただし、R5、6は経過措置期間とし、R7より完全移行の予定です。

※事務連絡会等にて詳細を周知する予定です。

補足

配水管が耐震化された箇所(PEP管)からの引込みは、高密度ポリエチレン管(PE100・1種二層管)とEFサドルを使用する。ただし、耐震化未整備の配水管(VP管、DIP管)からの引込みは従来どおり一般ポリエチレン管(PE50)、金属サドル付分水栓を設置する。

③ 給水装置新設等申込前の事前調査について

・ハウスメーカー等へ見積りする前に、給水条件等を確認してください。(ハウスメーカー等へ見積りをした後に給水条件等を確認すると、見積条件が変わってしまうことがありトラブルの原因となります。)

・事前調査については、図面類だけでなく、現地にて必ず確認をしてください。(乙止水栓の有無や公道分口径等管理している給水台帳と現地状況が異なる場合があります。)

・既存配水管から新規で給水する場合の良否について、水道事業から書面回答が必要な場合は、事前協議書を活用してください。(口頭協議では審査段階を経ていません。また、トラブルが生じた場合、市では責任を負いかねます。)

・長期間休止状態だった給水管を改造で使用開始する場合、管内に錆等が発生していることがあります。取り出し直すか洗管を徹底するようにしてください。

④ 給水装置新設等申込書について

- ・「給水装置工事設計施工基準等マニュアル」をホームページで公開しています。設計・書類作成・施工の際の参考にしてください。
- ・給水装置改造申込について、所有者変更届提出済の場合は、申込書提出時に必ず伝えるようにしてください。
- ・給水申込承認後の野帳の設計審査回答欄(青字)を確認すること。(野帳は可能な限り、新様式を使用してください。)
- ・工事分担金について、電話での入金確認の問い合わせが増えていきます。申請者と調整して、速やかに納入していただきますようお願いいたします。
- ・給水装置工事完了届は、検査日の予約をしてから提出すること。(受付確認→検査日予約→受取りでは窓口業務の支障となるため。)また、立会い検査が必要な場合は、検査日の3日前(市役所閉庁日を含まない)までに完了届を提出してください。

⑤ 給水装置新設等引込み工事について

- ・工事着手届は、受付番号ごとに提出してください。(連番でもまとめて一枚にしないこと。)また、工事着手する3日前(市役所閉庁日を含まない)までに提出してください。
- ・国道、県道を施工する場合は、発注者が「安城市水道事業 安城市長」となりますので、工事看板等の表記にご注意ください。ただし、市道の場合、施工者は申請者となります。
- ・保育園、学校等の付近を工事する場合は、給水係経由で教育委員会に支障の有無を確認すること。(ファックス可)
- ・通行止めをする際は、名鉄バス、あんくるバス路線となっていないか確認すること。
- ・配水管が黒のポリエチレン管(PP管)の場合、塩ビ管用サドルを使用しないこと。(塩ビ管用サドルを使用すると黒ポリ管がつぶれるため。)
- ・残塩調査報告書の提出は、完了届と同時で構いません。

⑥ 承認工事の費用負担について

・令和5年4月1日より、承認工事に伴う通水、洗管作業等に要する実費、事務費その他の費用は承認工事申請者の負担とします。
(安城市上水道配水管附帯工事等事務取扱要綱第3条参照)

⑦ 支管工事を伴う給水装置工事等申込について

・申込書提出前に、給水引込箇所のマーキングを必ず行ってください。(マーキングがないと測量が遅れます。)また、発注等に時間がかかるため、余裕を持って提出してください。

⑧ 受水槽入口前の直圧給水栓について

・受水槽入口付近に非常用給水栓を設置する場合、今後はフェンスの有無に関わらず量水器を設置していただきます。また、ブースターポンプについても設置位置が室内外に関わらず、量水器を通して非常用水栓を設置してください。